

監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項、第4項の規定に基づく定例監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和2年11月4日

尾花沢市監査委員 小林 秀也
尾花沢市監査委員 笹原 和子

記

1. 定例監査（保育施設）

- (1) **監査の対象** おもだか保育園・さくら保育園・玉野保育園・ときわ保育園
- (2) **監査の期日** 令和2年10月16日（金）
- (3) **監査の範囲** 令和元年10月から令和2年9月末日現在における財務事務及び関連事務事業の執行状況。
- (4) **監査の方法** 尾花沢市監査委員条例第4条第2項の規定により通知し、資料及び関係諸帳簿の提出を求めるとともに、関係職員の説明を聴取する方法により監査を実施した。
- (5) **監査の結果** いずれも予算の執行については計数上の誤りはなく、事務事業の執行についても適正に執行されていることを認める。